

## 千葉県最低賃金改正のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されます。

平成 29 年 10 月 1 日から

時間額 868 円

（従来の 842 円から 26 円引上げ）

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

- ・ この最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は含まれません。
- ・ 月給制・日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
- ・ 最低賃金は、原則として県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められております。
- ・ 「千葉県最低賃金」の他に、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、御注意ください。
- ・ 「千葉県最低賃金総合相談支援センター」におきまして、経営課題及び労務管理についての**無料相談**を受け付けておりますので、御利用ください。

（電話：0120-026-210）

※最低賃金の詳しい内容につきましては、千葉労働局労働基準部賃金室  
（電話：043-221-2328）又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

※24 時間テレフォンサービス 043-221-4700

### 【お問い合わせ先】

千葉労働局労働基準部賃金室

電話：043-221-2328 FAX：043-221-4408

URL：<http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>